

議案第9号

組織機構の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

組織機構の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月25日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

組織機構の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北本市職員の給与に関する条例(昭和28年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4級の項中「係長及び」を削り、同表5級の項中「課長補佐、」を削り、同表8級の項中「理事」の次に「、室長」を加える。

(北本市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 北本市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉部こども課」を「福祉部保育課」に改める。

(北本市行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 北本市行政不服審査会条例(平成28年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画財政部財政課」を「行政経営部行政経営課」に改める。

(北本市いじめ防止対策推進条例の一部改正)

第4条 北本市いじめ防止対策推進条例(令和元年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第29条中「企画財政部企画課」を「総務部人権推進課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。